

令和4年度（2022年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回連携推進委員会」
議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

令和4年度（2022年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回連携推進委員会」
議事次第

日 時：令和4年7月11日（月）14:00～15:51

場 所：外務省研修所分室内2階大教室

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- （1）全国NPO法人調査の結果について
- （2）NPO法人のテロ資金供与対策のガイダンスについての説明

3. 協議事項

- （1）日本NGO連携無償資金協力（N連）について
- （2）NGOとODAの連携に関する「中期計画」－今後の進め方について

4. 閉会挨拶

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、2時になりましたので、皆様おそろいですので会議を始めさせていただきます。

ただいまから、令和4年度NGO・外務省定期協議会第1回連携推進委員会を始めさせていただきます。私は、本日、外務省側の司会を務めます民間援助連携室の工藤と申します。音声のみの参加で失礼いたします。よろしくお願いいたします。

また、本日、NGO側の司会を務めますのは、北海道NGOネットワーク協議会の池田様になります。池田様、よろしくお願いいたします。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

北海道NGOネットワーク協議会理事、連携推進委員会の池田と申します。よろしくお願いいたします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

本日、このオンライン会議を開催するに当たりまして、何点かお願いがございます。

まず、発言時以外はマイクをミュートにしていいただければと思います。それから、可能な限りカメラはオンにしていいただければと思います。また、Zoomの表示名は氏名・団体名に変更していいただければと思います。

それから、チャット機能はNGO側事務局から資料共有のみに使用します。また、チャットを使った参加者からの質問や意見表明はお控えください。ただし、チャットでの発言を希望しますといった意思表示は受け付けます。発言を希望する方は手を挙げる機能、もしくはチャットへの書き込みを使用して意思表示をして、司会が指名してから発言してください。時間の都合により必ずしも全ての発言を受け付けられるわけではないことを御了承ください。

会議の録画・録音、スクリーンショットの保存はお控えください。記録作成のために、NGO側事務局と民連室は録画・録音をいたします。

最後に、議事録は逐語で作成され、後日、外務省ホームページに掲載されます。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日は開会に当たりまして、三宅伸吾外務大臣政務官にお越しいただいております。まず冒頭、御挨拶を賜りたいと存じます。

三宅政務官、どうぞよろしくお願いいたします。

1. 冒頭挨拶

◎三宅外務大臣政務官

皆さん、こんにちは。外務大臣政務官の三宅伸吾です。令和4年度のNGO・外務省定期協議会第1回連携推進委員会の開催を心より歓迎いたします。

連携推進委員会、本年1月に続き私は2回目の出席となります。オンライン形式ではございますけれども、ODAを実施する上での重要なパートナーでございますNGOの皆様に再びこ

うやってお目にかかることができ、大変うれしく存じます。

NGOは顔の見える開発協力の担い手でございます。NGOの皆さんは開発現場の多様な考え方、そして、ニーズをきめ細かく把握され、状況に応じて迅速かつ丁寧に対応されてこられました。世界には貧困、紛争、自然災害などに起因する人道危機が依然として多く存在しております。さらに新型コロナウイルスの影響により人道状況はより深刻になってきております。こうした状況に立ち向かうべく、NGOの皆様が日々御尽力されておられますことに心より敬意と感謝を表したいと存じます。

国際社会は、ロシアのウクライナ侵略、グローバル食糧危機といった本当に数多くの課題に直面いたしております。ロシアによるウクライナ侵略を受けて発生しました人道危機に対し、日本政府は計2億ドルの緊急人道支援をウクライナ、そして、周辺国において実施中であります。この内約35億円分の食料、生活物資配付、医療支援などの支援がジャパン・プラットフォームを経由し、日本のNGOによって展開されているわけであります。

先般、G7サミットが開かれましたけれども、岸田総理からは、世界的な食料安全保障への対応について発表いたしました。先週5日でございますけれども、我が国政府は、この一環として中東及びアフリカに対して、ジャパン・プラットフォームを通じて緊急食料支援を実施していくことを決定いたしました。これから具体的な事業について調整がなされるわけですが、事業実施に向けて引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

来月8月27日、そして、28日にはアフリカのチュニジアにおきましてTICAD8を開催いたします。新型コロナに加え、ロシアによるウクライナ侵略がアフリカの経済社会にも甚大な影響を及ぼしております。TICAD8を通じ、アフリカ自身が主導する発展を力強く後押ししていきたいと存じます。

我が国は人間の安全保障の理念の下、今後とも世界各地において脆弱な立場に置かれている人々に支援の手を差し伸べてまいります。SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」世界の実現に向け、NGOの皆様と引き続き緊密に連携していきたいと考えております。

本日は、将来的にNGOの活動環境整備支援事業に反映することを念頭に置きまして、NGO側で実施された全国NPO調査についての御報告、そして、NPO法人のテロ資金供与対策についての説明、加えて日本NGO連携無償資金協力や今後のNGOと外務省のさらなる連携強化に関する協議が行われるものと承知をしております。本日の連携推進委員会が外務省とNGOのさらなる連携の推進強化に向け、実り多い対話の場となることを期待しております。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

2. 報告事項

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

三宅政務官、ありがとうございました。

続きまして、岡田国際協力局審議官の後任として本年6月28日に着任いたしました日下部国際協力局審議官に一言御挨拶をいただければと思います。

日下部審議官、よろしくお願いします。

○日下部（外務省 国際協力局 審議官）

岡田審議官NGO担当大使の後任として6月末に着任しました日下部でございます。皆様、よろしくお願いいたします。

NGOは開発協力大綱にも記載されておりますとおり、外務省にとっても大変重要な戦略的なパートナーと承知しておりまして、今後も皆様方と緊密に連携を取ってまいりたいと思っております。

この連携推進委員会はNGO・外務省定期協議の小委員会のうち、支援事業やNGOと外務省の連携強化に関して意見交換を行う場と承知しておりまして、これまでも日本NGO連携無償資金協力等のNGOを通じた支援スキームについての議論や、NGOとの連携強化のあり方について活発な御議論がなされてきたと承知しております。私も着任したばかりであり、今勉強中でございますけれども、ぜひ皆様方の様々な活動について、できれば直接会ってお話しする機会があればよかったのですが、今日はオンラインという形でございますけれども、様々な形で皆様と意見交換をしてまいりたいと思います。また、いろいろな形でそういったことを今後の政策にも生かしていきたいと思っておりますので、引き続きこれからもよろしくお願いいたします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

日下部審議官、ありがとうございました。

続きまして、議題2の報告事項に移らせていただきます。

(1)全国NPO法人調査の結果について

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

こちらのほうでやらさせていただきます。報告事項、NGOと外務省とそれぞれありますが、熱田さん、よろしくお願いします。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

熱田典子でございます。私のほうから全国NPO法人調査の結果について報告をさせていただきます。

本議題の提案の背景なのですが、こちらは全国の国際協力団体をリスト化して、その声を最大限までくみ上げ、NGO環境整備のリデザインに役立てることということを目的にして実施しております。

現在、外務省のスキーム等に関する案内等、連携推進委員会を通しまして既に本事業等を活用している団体、または賛助会員に入会をしていただいているNGO様には御連絡をさしあげていますが、その数というのは限りがある状態です。そういった情報に関して、連絡等を必要かつより多くの団体に届けて、スキームを活用していない中小のNGOの方々の活用を促進し、また、NGOの活動の活発化へもつなげることを目指すことが必要だということにより、この調査を実施することにいたしました。

日本のNPO、53,348法人というものを対象に調査をしたのですけれども、この調査に関しましては、連携推進委員のほうから提言専門委員の井川さんへ委託をいたしまして調査を行いました。ですので、現段階では、まだ中間報告になりますが、内容については調査を実施いただきました井川さんに報告していただきたいと思います。

井川さん、お願いいたします。

●井川（NGO側連携推進委員会 調査・提言専門員）

調査・提言専門委員の井川です。よろしくお願いします。

こちらとスライド2枚で簡単に御報告させていただきます。熱田さんから御紹介いただいたとおり、こちらは中間報告という位置づけになりますのでよろしくお願いいたします。

まず、基本的には、全国のNPO法人を対象にしているというのが一つのポイントになります。ですので、本調査では任意団体や一般とか公益社団法人、一般社団、公益財団等は含まれておりません。これらに関しては2022年度に実施していくという計画になっております。こちらはNPO法人のみを対象とした調査と今年度はなっております。

まず、日本のNPO法人、調査時点では53,348法人になっていました。その中で、定款上、国際協力を掲げている団体が9,536法人ありました。そちらの年次報告と財務諸表を全て確認して、実際に国際協力の活動をしている団体がどれぐらいあるのかというところですが、それが655法人でありました。655法人のうち、2020年度の財務諸表が公開されている法人が589法人ありましたので、その概要が下のグラフとなります。

まず、グループを大きく4つに分けておりまして、左側から黄色のところ、100億以上の団体、10から100億未満の団体、1から10億未満の団体、1億未満の団体と年間の収入ベースで4つに分けていったところ、グラフの左側が団体の数になります。黄色い団体、100億以上の団体が1団体、10から100億の間が3団体、1から10億未満の団体が41団体、1億未満の団体が544団体ありました。

右側はそれを金額ベースでグラフに直したものであります。上からグループ1、これは1団体しか実際にはないのですけれども、ここが136億円、グループ2に相当する団体3団体で合わせて127億円、グループ3が41団体で合わせて96億円、グループ4、1億円未満が全部合わせて56億円となっています。

よくNGO業界は二極化が進んでいるのではないかとされているのですけれども、実際に財務諸表でもその点が確認されました。平均で金額にすると大体7000万円ぐらいになりますけれども、全部の589法人のうちの真ん中の法人がどれぐらいあるかという中央値は400万円となっています。

こちらで重要な点として左側のグラフを見てください。NGO環境整備事業というのは、比較的大きな団体よりは小さな団体の底上げ・基盤強化を目的とするものになるのですけれども、そこでいうと、例えば1億円未満の団体が544団体、NGO全体で92%を占めております。今後、2022年度、他の法人格のない団体だとか社団・財団等も含めて、もう少し全体像が見える形にして、その上できちんとできるだけ比較的小規模な団体の底上げになるような

施策を提案していったりだとか、そういうような団体にN環の情報が伝わるように活動していきたいと思っています。

中間報告としては以上です。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

熱田さん、井川さん、ありがとうございました。

これについて外務省側から何かありますか。工藤首席事務官、ちょっと聞いていただけますでしょうか。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

熱田様、井川様、ありがとうございました。

それでは、今の御説明に対しまして外務省側から何か発言があればお願いいたします。

日下部審議官、よろしくお願いいたします。

○日下部（外務省 国際協力局 審議官）

御説明に感謝いたします。また、今後、さらに詳細な調査をされると聞いておりますので、そちらのほうも大変楽しみにしているところでございます。

今回は非常に触りを御説明していただいたと思いますけれども、今後、民間援助連携室のスキームであるNGO活動環境整備事業のリデザインに役立てることを目的に調査をされたと承知しておりますけれども、今後、こういった調査結果も踏まえながら、様々な検討もできるものであればどんどんしていきたいと思っているところでございます。全国の国際協力の分野で活動経験のあるNPO法人を詳細に調査されるということは大変意義もあり、我々も関心を持っているところでございます。今後もこういった調査結果も踏まえながら、N環スキームをよりよくしていくために、皆様といろいろと、推進委員会とかタスクフォースなどの場を活用しながら、引き続き協議させていただければ幸いです。

以上です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

日下部審議官、ありがとうございました。

それでは、何かNGO側から、特にございますでしょうか。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

特になのですが、中間の報告をしたことでお褒めもいただきましたので、熱田さん、井川さん、何か御感想などがあれば一言どうぞ。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

ありがとうございます。

では、報告事項1はこちらで終了したいと思います。再び工藤さんにお渡しします。

(2) NPO法人のテロ資金供与対策のガイダンスについての説明

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

続きまして、議題2の2件目の報告事項に移らせていただきます。「NPO法人のテロ資金供与対策のガイダンスについての説明」ということで、本議題は、外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室から提案のあったものですが、このNPO法人のテロ資金供与対策のガイダンス自体は内閣府が作成されておりますので、本日は、小川内閣府共助社会づくり推進担当参事官にオンラインで本会議に参加いただいております。

まず、私のほうから簡単に本件議題の提案について説明させていただきます。

近年、経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により資金の流れが多様化し、国境を越える取引がますます容易になってきています。そのような中で、犯罪によって得た収益の出所などを分からなくするマネー・ローンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化しています。これらの問題に国際社会と一丸となって対処するために、政府は本年5月に「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を定め、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策を一層強化し取り組んでいます。

その実施に当たっては、金融機関などの事業者だけではなく、NPO法人の皆様の御理解も重要になると考えております。その対策の一環として、今般、内閣府は「NPO法人のテロ資金供与対策のためのガイダンス」を作成いたしました。NPO法人の皆様が、知らず知らずのうちにテロリスト等から資金供与の手段として悪用されることを防ぐために何をしなければならぬかについても明らかになるかと思えます。

それでは、本連携推進委員会の場をお借りして、同ガイダンスの概要を内閣府の小川参事官から紹介いただきたいと思います。

内閣府小川参事官、よろしくお願いいたします。

○小川（内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）付（共助社会づくり推進担当）参事官）

今御紹介いただきました、内閣府で共助社会づくり、NPO法などを所管しております参事官の小川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、配布資料を御覧いただきながら、御説明させていただきたいと存じます。

まず、経緯でございますけれども、今、外務省の工藤首席事務官からもお話がございましたけれども、海外では、テロリストがテロ活動に必要な資金を非営利団体を悪用して調達するといった事例が見られます。国際社会におきましてはFATF、ファトフと呼んでおりますけれども、FATFと呼ばれる政府間の枠組みがございまして、こちらでテロ資金供与、あるいはマネー・ローンダリングなど、こういったものの国際基準を定めまして、各国におきましてこの基準が守られているかということを相互に審査する仕組みがございます。

日本におきましても、この国際基準の遵守を求められているということでございます。この第4次対日審査の結果が昨年の8月に公表されまして、残念ながら、非営利団体に係る

項目が低い評価になってしまったわけでございます。この審査の中で非営利団体のテロ資金供与に係る指摘事項がございまして、NPO法人以外の非営利団体も含めまして、今、対応を行っているところでございます。

FATFの認識でございますけれども、本日お配りしておりますガイダンス資料の2頁目冒頭に当ガイダンスの目的が書いてございます。FATFでは、NPO法人をはじめとする非営利団体の皆様は、テロ等が活発に行われている地域や紛争地域、こういったところへ人道主義的な理由から活動されておりますが、これに関して、必要かつ重要な活動であるということで、高い評価をしているというところでございます。

その上でということでございますけれども、テロリストによって非営利団体が資金調達や資金の移動、あるいは後方支援、現地の方々をテロリストに勧誘するといった活動に悪用されるといった事案が確認されています。テロ資金供与によってテロ活動が助長されるということもございまして、寄附者の信頼が損なわれまして非営利団体そのもの、自法人の健全性も危うくするというところで、対策を講じていかなくてはならないという認識ということでございます。

その際、テロ資金供与に悪用される脆弱性の程度に違いがあるということ、また、合法的な慈善活動が引き続き活発に行われる必要があるということで、各国でリスクの程度によって対策を講じる、リスクベース・アプローチに従って焦点を絞った施策を取るといったことになってございます。

これによりまして、合法的な慈善活動が混乱したり抑制されるなど、といったことがないようにすべきだと、受益者にきちんとサービスが届くということをしっかりやっていかなくてはならないと、こういう認識の下に対策を打っていかうということでございます。

ガイダンス資料は、私どもでも初めて作ったものでございますけれども、非営利団体がテロリストに悪用される手口をFATFのほうで5つにまとめておりまして、以下、資料の2頁目からの記載でございます。

資金の流用につきましては、非営利団体内部の関係者が関わっているものもございまして、海外のパートナーの方が関わっているものもあり、両面があったということでございます。

資金流用の手段としては、電信送金や現金の輸送、あるいは無関係な個人や法人の口座へ送金するといった手口があったということでございます。

2番目でございます。テロリストと連携するということでございまして、こちらにつきましては、非営利団体の個人とテロリストという非公式の結びつきのものもございましたし、団体とテロリストがより公式な組織的な関係を持ったケースもあったということでございます。

3つ目でございます。テロリストへの勧誘ということで、非営利団体の事業や施設が知らないところで現地の方々をテロリストに勧誘するということに活用されていた事例があったということでございます。

4つ目でございます。虚偽の表示や非営利団体を偽装するという手口があったということでございます。テロリストが既存の合法的な非営利団体の役職員を偽って活動していたケースや、偽装した非営利団体が設立されるというようなケースがあったということでございます。

最後の5つ目でございます。本来合法的な事業だったわけですが、それが悪用されてしまったという事例が見られたということでございます。

次に、非営利団体のどういうところに脆弱性があるのかというのを4頁よりまとめてございます。どのような場合に悪用され得るかということでございます。

1つ目が、テロの脅威にさらされた地域や、その周辺で活動をされている場合でございます。冒頭に申し上げましたように、人道的な理由からこういったところで活動をされることが大いにあるわけですが、こういったところは物資ですとか資金の管理というのは一般的に難しくなる、そこに脆弱性があるというのが1つ目でございます。

2つ目でございます。資金を移動されるということですが、海外へ送金するですとか現金を持ち出すといったところに脆弱性があるということでございます。ただ、紛争地域や被災地のようなところでは、現金以外の使用は困難というところもあるわけですが、こういったところには注意する必要があるということでございます。

3つ目でございます。海外でボランティアの方とともに活動するということがございますけれども、こういった場合にも、海外でのパートナーの方々や活動するボランティアの方々の身元をきちんと調べるのは難しい可能性があるということでございます。

最後でございますが、NPO法人につきましては、いわゆる「休眠NPO法人」といわれているものの話ですとか、活動が不明瞭だといった指摘のある法人もございますので、こういったところは先ほど御覧いただいたNPO法人を偽装することに使われ得るということで、脆弱性があるということでございます。

次に、6頁の記載にある内容は、御案内のところもあるかもしれませんが、NPO法人でしたらNPO法、あるいは各法人格にそれぞれ法律がありますから、それに従って活動していただくわけですが、テロ資金供与につきましては、次に御覧いただくような法律があるということを御紹介しているものでございます。

犯罪収益移転防止法ということで、こちらにつきましては金融機関などに規制がかかっておりますけれども、取引時の確認ですとか、疑わしい取引があった場合には、所管の省庁に届けるという仕組みがございます。

それから、テロ資金提供処罰法、これはテロリストですとかテロの協力者に資金や土地・建物などを提供した場合は、懲役ですとか罰金といった規定が設けられています。

また、外為法、関税法では、先ほど資金の移動の話をしていただきましたけれども、テロリスト等との海外取引につきましては、主務大臣の許可がいるということでございます。国連安保理の決議を受けましたテロリストのリストがあり、こういったところとの取引は禁じられているということでございます。

また、現金の持ち出しなどにつきましても、届け出が必要になるということでございます。

最後でございます。国際テロリスト財産凍結法という法律がございます、外為法につきましては海外への資金のやり取りでございますけれども、国内での資金のやり取りについても規制がかけられているということでございます。これらはNPO法人自身に直接関係するものもございますけれども、送金を仮にされる場合に、金融機関などがこういった規制に服しているということでございます。

最後に、何をすべきかということで、8頁にまとめております。一律にやるということではなくて、リスクが高いところに取り組んでいくということでございます。先ほど御覧いただいたテロの脅威にさらされている地域、こういった地域のリスクが高いのかということでございますけれども、こちらにつきましては、FATFのほうで年3回、テロ資金供与などに重大な欠陥がある国ということで「ブラックリスト」、それと、テロ資金供与対策に欠陥がある国を「グレーリスト」と呼んでいますけれども、こういったものが公表されているということでございます。

このほかにも、国家公安委員会の犯収法に基づいてつくられているものもございますけれども、「犯罪収益移転危険度調査書」というのがございます。また、公安調査庁の「国際テロリズム要覧」というものがございますので、こういったものを御参考にしていただければということでございます。

その次で、9頁の海外のパートナーとの連携やボランティアの活動といったことでございますけれども、先ほど申し上げた外為法ですと、こういった団体ですとか個人がテロリストなのかというのは外為法では外務省の告示によるリストがございます。国内につきましては、先ほど申し上げた国際テロリスト財産凍結法という法律で国家公安委員会の告示がございますので、こういった団体に該当しないかということをチェックしていただくということかと思っております。

また、リストの照合とともに、パートナーの団体はどういう団体かということ、これはやっていらっしゃる団体さんも多いと存じますけれども、現地でどういう規制に服しているのか、登録などが必要だったら、そこに登録されているか、あるいはどういう活動実績があるかということを調べて確認していただくということかと思っております。そういった現地の規制があるのであれば、事業報告書ですとか財務諸表が利用できるようでしたら、それを御利用いただければと思います。

11頁に記載のある資金については、資金を寄附者から受入れる段階、それと、資金を移動させる段階、資金や物資ですとかサービスを提供する段階でそれぞれチェックをしていただくということで書かせていただいております。寄附者については、必要に応じてということになりますけれども、先ほどの海外パートナーと同様に、外為法や国際テロリスト財産凍結法、このリストに当たるものがないかというのを照合していただくことが必要だろうと思っております。

また、資金の移動段階では、可能な範囲でということになろうかと存じますけれども、なるべく金融機関、犯収法ですと外為法の規制がかかっております金融機関などを御利用いただくのを原則としていただいて、必要最低限、現金などはお使いいただくということが必要ではないかということを書かせていただいています。

サービス等の提供段階では、もちろん切迫した状況などで十分な確認ができない状況もあるものと思いますけれども、悪用の可能性がございますので、身元の確認をしていただくということで書かせていただいているところでございます。

13頁に記載しておりますように、もし、NPO法人の職員の方々にテロ資金供与の疑いがあるということに気づかれた場合には、警察まで御相談をいただければと考えてございます。

このガイダンス資料は、今回初めて作ったものでございますので、また、折に触れてブラッシュアップをしていきたいと考えておるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

小川参事官、ありがとうございました。

それでは、今の小川参事官の説明に対する何かNGO側からの御質問・反応等はございますでしょうか。池田様、よろしくお願いします。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

詳しい説明をありがとうございました。

何かNGO側から感想などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

非常に詳しい御説明をいただきましてありがとうございます。またブラッシュアップされるということなので、ぜひまた共有していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

小川参事官はここまでの出席となります。どうもありがとうございました。

○小川（内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）付（共助社会づくり推進担当）参事官）

ありがとうございました。

3. 協議事項

(1) 日本NGO連携無償資金協力（N連）について

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

続きまして、3の協議事項に移りたいと思います。

協議事項に関しましては、今回NGO側から2件、外務省側から1件提案されておりますが、NGO側と外務省側の提案に重複がございますので、まずはNGO側及び外務省側からも一部提案されております「日本NGO連携無償資金協力（N連）について」の議題をNGO側から御説明いただければと思います。

池田様、よろしくお願いします。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

分かりました。よろしくお願いいたします。

では、日本NGO連携無償資金協力（N連）についてということで、東北NGOリーグ幹事、連携推進委員会の安達さんより説明をしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

●安達（東北NGOリーグ 幹事）

よろしくお願いします。一つずつでよろしいですか。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

そうですね。一つずつやって、そこに質問もあると思いますので。

●安達（東北NGOリーグ 幹事）

最初の質問です。4月22日にN連実施要領説明会を開催していただき、今年度の変更点などを参加団体に説明していただきました。既に申請受付が開始されておりますが、7月31日の申請締切りまであと3週間となっております。つきましては、今年度のN連の予算見通し、それから、現時点までの申請件数、申請団体から今日まで申請について寄せられた主な質問内容などについてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

工藤さん、よろしくお願いします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

安達様、どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明・御質問に対しまして、外務省側から松田民間援助連携室長にお答えいただきます。松田室長、よろしくお願いします。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

民連室の松田です、いつも大変お世話になっております。また、本日はお忙しい中、こんなにも多くの方々に連携推進委員会に御参加いただきましてありがとうございます。

協議事項の1つ目ということで、N連の予算の見通し、それから、申請状況について、私のほうから御説明させていただきます。

今、安達様のほうからお話がございましたが、本年4月に令和4年度版日本NGO連携無償資金協力（N連）の実施要領を外務省ホームページに公開の上、N連申請予定のNGOの皆様を対象にオンラインでの説明会を開催いたしました。その際には、多数の方々に御参加いただきまして、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。本当に多数の方に御参加いただき、N連に対する皆様の関心の高さに改めて思いをはせました。

現在、私どもは継続案件の採択に向けた作業と並行しまして、7月末日締切りで新規案件の申請を受け付けております。多数の団体の皆様から新規案件の御相談をいただいている状況です。この相談に対するアドバイスは案件ごと、個別にオンライン、または対面で実施したり、私自身も時間の許す限りほぼ全ての事前相談に出席して対応に当たっております。相談件数はかなりの数に上っております。今年度は例年にも増して多くの新規案件の

申請をいただくのではないかと予想しておりますが、まだ相談を受け付けているという状況でございますので、現状については、ちょっと御説明は難しいかなと思っております。

他方で、N連の予算の母体であります無償資金協力予算の執行についてですけれども、これはいつも私が御説明しておりますが、目まぐるしく変化する国際情勢を踏まえつつ決定されております。つきましては、現時点でN連予算の見通し等について述べることも難しいという状況です。よりよい優良案件を可能な限り採択するとの方針の下で、当室としては日夜作業をしております。N連をNGOの皆様とともに引き続き連携を深めて、一つでも多くの優良案件を採り上げていければと思っております。

簡単ですけれども、私からの説明とさせていただきます。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長、ありがとうございました。

安達様、池田様、ただいまの松田室長の説明に何かございますか。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

まず、安達さん、今の御説明を聞いて一言お願いします。

●安達（東北NGOリーグ 幹事）

ありがとうございます。今、大変お忙しい時期で、私どもの要望を聞き届けていただいて、コンサルティングというか相談に乗ってくださることになって、とてもありがたいことだと思えます。

また、申請についても、今までは全部の申請書類をそろえなければいけなかったのですが、今年度から5点だけに簡素化を最初のところでしていただいて、7月31日までには多くの団体さんがそちらの5点をそろえればよいということになったように制度も改めていただいて、大変喜んでいただいております。

質問はまた後で。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

そうですね。NGO側、ほかの方で何か質問とかはございますでしょうか。

いないということで、続けて安達さんに御説明いただいていいでしょうか。

一般管理費拡充の3年後の検証について、こちらのほうをお願いいたします。

●安達（東北NGOリーグ 幹事）

一般管理費拡充の3年後の検証についてということで、一般管理費が2019年に拡充されて3年が経過いたしました。今年度、検証の年を迎えております。しかし、拡充開始から3年間で新型コロナの感染拡大と重なり、政府・自治体により緊急事態宣言が発出されて不要不急の外出の禁止、集会やイベントの禁止などの措置がとられました。そのため、多くのNGOが収益事業やファンドレイジングなどの活動を中止や縮小せざるを得ない事態となり、一般管理費の拡充要件、自己資金の拡大、収入などの要件を達成できない団体が多く出たと聞いております。緊急事態宣言という不測の事態に対して、実施団体からは検証の救済措置を求める声が上がっております。

外務省さんにも6月21日に一般管理費の件について説明会をしていただいたり、質疑応答などをしていただいたのですけれども、実施団体には3年間の達成状況について、さらにデータについて調査を要請していただいております。ついては、6月30日が締切りと伺っておりましたので、現時点で、その調査結果について、それから、検証の猶予の見通し等について、現状、可能な範囲で結構ですでお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

では、まずは工藤さんをお願いして外務省さんからのコメントをいただき、NGO側に戻して質問などあれば進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

安達様、池田様、どうもありがとうございました。

それでは、今の一般管理費拡充の件につきまして、再び松田民間援助連携室長のほうからお答えさせていただきます。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

安達様、ありがとうございました。安達様の御質問にお答えいたしますけれども、この一般管理費につきましては、民連室側からもこの連携推進委員会の協議事項として上げさせていただいておりますので、私のほうからも協議事項の提案書について、まずはお話をさせていただきたいと思います。

本当は画面共有したほうがいいのかもかもしれませんが、私が口頭で御説明しますのでお耳を貸していただければと思います。

まず、私ども民連室からは、この一般管理費の拡充の事後検証について、今回議題に上げさせていただきました。この背景といたしましては、先ほど安達様からお話がありましたが、令和元年度にこの拡充は導入されております。その際に、拡充から3年後に行われる外務省による検証において、拡充における確認事項に該当しない際には、その上限を5%に引き下げ、3年間は再度の拡充を申請できないとされています。本令和4年度がその検証作業における最初の年度に該当するというようになっております。

そこで、この論点といたしましては、この規定に従えば、対象となるNGOの皆様に対して機械的に検証作業を進めて、条件に該当しない場合には一般管理費を5%に戻すということになります。一方で、今、安達様からお話がありましたが、コロナ禍による活動自粛要請に従った結果、十分な自己資金獲得ができなかった団体様が多くあると懸念しております。日本政府による要請に従った結果、自己資金獲得が減少したにもかかわらず一般管理費が減額されることには納得できない、最低でも一定期間のモラトリアム期間を設けるなど検討していただきたいとの要望が多数、また、強く寄せられております。

本検証は拡充導入時に条件として付されたものです。導入時の経緯からも所定の検証作業は必要ですが、コロナ禍の影響をはじめ、本件導入時には想定し得ない事態も発生していることも事実であります。

つきましては、本件の進め方についてはNGO側とも議論を行った上で検討していくことが適当であるとの考えから、先ほど安達様からお話がありましたけれども、先日6月21日に、今年度検証の対象となるNGOの皆様に関してオンラインでミーティングを実施し、検討材料として各団体の皆様の最新の財務状況に関する情報提供をお願いいたしました。現在、各団体様からいただいた情報を基に一般管理費拡充の検証について検討を進めている状況でございます。本日の連携推進委員会の場で改めて皆様の一般管理費の検証について御意見をいただければと思って、今回協議事項ということで議題を上げさせていただきましたというのが、外務省側の協議事項の提案の内容でございます。

それを一通り御説明させていただいた上で、安達様からの御質問に対するお答えということになりますが、繰り返しになりますけれども、令和元年度から従来は5%に設定されていまして一般管理費の適用比率上限を最大15%まで拡充可能といたします。その上で、3年後に改めて適用条件の充足可否を検証するということとしており、本年は検証を行う初めての年度ということです。この3年後の検証結果につきましては、本件一般管理費拡充の導入時の前提条件となっています。ついては、これを変更すること、前々から私は何度もお話ししているかもしれませんが、やはり相当難しい、困難であるという点は御理解いただければと思っております。

他方、先ほど私が議題提案の話をした際にも申し上げましたが、当方としてもコロナ禍が各NGOの皆様に深刻な影響を与えていることは重々承知しておりまして、検証の猶予も含めNGOの皆様から縷々御意見があることは承知しております。

このような状況を踏まえて、当方としまして、まずは各NGOの皆様の財務状況の現状を把握すべく、先日6月21日に関係の団体の皆様に対してオンラインでの会合を開催しまして、過去3年分の財務状況に関する情報提供をお願いいたしました。現在、いただいた情報も含め現状分析をしているところです。NGOの皆様からの御意見も踏まえつつ、今後、何が適切な方法なのかを検討していきたいと思っています。かなり数がございます。6月30日に一応締め切って資料を御提出していただきましたけれども、今まさに私どものほうで分析をしているところです。ちょっと今の時点では内容について御報告するのは難しいのですけれども、いずれにしましても、今後、いただいた資料に基づいた分析を基に、また、NGOの皆様といろいろ御相談しながら、本件については作業を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長、ありがとうございました。

それでは、池田様、安達様、いかがでしょうか。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

御丁寧な御説明をありがとうございました。

どちらからも協議を上げたものとして御説明もいただきました。

安達さん、いかがですか。

●安達（東北NGOリーグ 幹事）

NGOさんの中で、皆さん多分質問があると思うので、ちょっと聞いてみていただけますか。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

分かりました。

では、NGOの今日参加している皆さんからぜひ手を挙げていただければと思いますので、よろしくお願いします。

AARの久保田さん、よろしくお願いします。

●久保田（特定非営利活動法人 難民を助ける会 支援事業部長）

難民を助ける会の久保田と申します。いつもお世話になっております。

一般管理費の減少について伺いたいことが一つあるのですが、先日、説明会を開いていただいて私も参加させていただき、30日までに書類をまとめて提出させていただいております。申請時に提出する申請団体の別表についてです。フォーマット上、説明が加えられていたのですが、前年度繰越金の数値は、15%を使用する団体については記入しないでくださいということでコメントがつけられていました。3年前に提出させていた値というのか、そのときにベースにしたものとは今回提出させてもらっているものの条件が違っているとか、比較するものが、この提出したままの値だと変わってしまうのですが、その点についてどのようなになるのか教えていただきたいなと気になっておりました。お願いします。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

ありがとうございます。

この質問について、工藤さん、お願いしてもよろしいでしょうか。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、松田室長からお答えいたします。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

久保田様、御質問をありがとうございました。

まず、お詫びしなければいけないのは、その点につきましては本当に混乱を招いてしましまして申し訳ございません。実はこの会議以外のところでも、今、久保田様から御指摘いただいた点につきましては、他のNGO様からも御指摘をいただいております。ですので、こちら事前の確認が不十分であったことは改めてお詫びさせていただきたいと思っております。本当に申し訳ありませんでした。

ここにつきましては、やはり導入前、この一般管理費拡充の導入前3年間の平均との比較というのがございますので、ちゃんと比較ができるような形で対応する必要はございます。ですので、15%の場合には繰越金を含めないようになっているかと思っておりますけれども、ここは3年前と状況を合わせる形で対応いたしまして、ちゃんと比較ができるようなことで作業を進めていくことで考えております。

以上です。御指摘ありがとうございました。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長、ありがとうございました。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

久保田さん、いかがでしょうか。

●久保田（特定非営利活動法人 難民を助ける会 支援事業部長）

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

よろしくお願いします。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

ほかにNGO側から質問はございますか。

ISAPHの佐藤さん、お願いします。

●佐藤（特定非営利活動法人 ISAPH 事務局長）

話を戻してしまうのですが、一対一の質問ということで、1番目の先ほどのお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

ISAPHは報告の1であったようなグループ4に属する1億未満、比較的中央値に近い財務状況の小さな団体なのですが、今年初めてN連に応募させていただこうと思って今準備をしているところです。

その中で、4月22日の説明会にも参加させてもらいましたし、本当に皆さん百戦錬磨の方々がお話しされているところについて行けずに四苦八苦しているところなのです。今回の申請の作業をするに当たって、やはり皆さん慣れていらっしゃるのか、新参者では少し分かりにくいところがあったりとか、何度も何度もお尋ねするのも申し訳ないなと思ってしまうようなことがあって、質問をちょっと聞いてみたりとか、そういった状況になっておりますので、もし可能だったら、今回はすごく新規の方が多いような状況という話も出ておりましたけれども、初めての人向けによくつまずきやすいところなどという、そういった会を別に開いていただくとかということがあってもありがたいなと思っていました。

質問ではなくて、ただのコメントなのですが、以上です。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

ありがとうございました。

なかなか難しい点もあると思いますけれども、何かこの点についてNGO側からサポートのお話とかはありますか。特にないですか。いいですか。

ISAPHさんはどちらの地域にいらっしゃるのでしょうか。

●佐藤（特定非営利活動法人 ISAPH 事務局長）

NGO福岡ネットワークさんに属している福岡県のNGOです。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

メンバーの中に川上さんもいらっしゃいますので、ぜひ相談に乗っていただければと思

います。よろしくお願いします。

●佐藤（特定非営利活動法人 ISAPH 事務局長）

ありがとうございます。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

ほかに質問などはございますでしょうか。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長のほうからコメントがございます。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

分かりました。ありがとうございます。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

ISAPHの佐藤様、コメントをありがとうございました。

先ほど佐藤様から、こんな基本的な質問をしてもいいのかなとか、そのようにためらってしまうような御発言があったと思うのですが、こちらはいつでもお気軽に、どんな質問でも構いませんので、私ども民連室のほうにコンタクトいただいて御質問いただければと思います。7月末が申請の期限ということになっておりますので、7月の末までは、私どもはコンサルテーションを受け付けております。

今回、全く新規で、本当にN連は初めての団体様がどれだけあるのかというのは実は私どももちゃんと把握しているわけではございませんので、ここは先ほどそういう初めての団体様を集めてオンラインの会議なりをとというお話もありましたが、多分個々の団体様にもよっていろいろ質問の内容とか、そういうのも違ってくる可能性もありますので、そこに関しましては、本当に御遠慮なく私どものほうにどんな質問でも構いませんので御照会いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

●佐藤（特定非営利活動法人 ISAPH 事務局長）

非常に心強い回答をありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

よろしくお願いします。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

ISAPHの佐藤さん、今日オンラインで松田室長と知り合いになれましたので、ぜひお気軽にということなので、質問していただきたいと思います。

その件でしょうか。井川さんが手を挙げられましたのでお願いします。

●井川（NGO側連携推進委員会 調査・提言専門員）

今の点、実は2020年度のN連実施団体は59団体あって、そのうち初めてN連を実施した団体が6団体なのです。前にちょっと全部調べたことがあって、それが3.3%です。なので、97%の団体というのは今の中でいうと経験がある団体、3%ぐらいしか新しい団体がない。その6団体の活動平均はどれぐらいかかってN連に到達したのだろうと調べたら、平均24年

だったのです。平均値なので比較的長い団体とかもあって押し上げているところもあるのですけれども、要は今、JICAの草の根とかでNGOはなかなか実施するのが難しい状況にあって、N連になかなか到達できない問題というのは結構NGO全体にとっても大きな問題なのではないかなと思っています。ちょっと情報共有です。

以上です。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

井川さん、ありがとうございました。

ISAPHの佐藤さん、24年にめげずに頑張っていたきたいと思います。

管理費についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

工藤さんにお返します。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

大変申し訳ないのですが、次の日程がございますので、三宅政務官がこちらで失礼させていただきますけれども、最後に三宅政務官から一言申し上げます。

◎三宅政務官

大変恐縮ですが、時間の関係で私はこれで退席をいたします。

本日の連携推進委員会においては、皆様方から御提案として貴重な御意見を種々お聞かせいただきましてありがとうございました。

皆様が将来的にNGOの活動環境整備支援事業に反映させることを念頭に置きまして、全国NPOの調査を実施されたことに改めて敬意を表します。調査結果を踏まえて、今後さらに議論が深まることを期待しております。

また、日本NGO連携無償資金協力に関しましては一般管理費拡充の検証に関する御意見、また、御要望についてお伺いいたしました。今、御説明を一部しましたが、現在外務省の中で対応を検討しておりますので、本日お伺いしました内容を踏まえて引き続き皆様とも協議を重ね、さらに検討を深めてまいりたいと存じます。今後とも御協力をよろしくお願いいたします。引き続き活発な議論を期待いたしております。

途中で中座いたしますこととお詫び申し上げ、そして、皆様の御活動をよろしくお願い申し上げます。私の中座の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

政務官、どうもありがとうございました。

（三宅政務官、退室）

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

では、こちらで続きをやっていいでしょうか。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

お願いいたします。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

続きまして、急激な円安への対応ということです。安達さん、お願いします。

●安達（東北NGOリーグ 幹事）

ウクライナ侵攻後、急激な円安が一層進行しております。自団体の予備費を充当するしか手はないのでしょうか。どこまで変更は認められるのでしょうか。例えば活動とかスタッフを減らすなどは可能でしょうかなど、相談が私どものほうにも寄せられています。

円安の進行について、外務省が把握されている対応策の中で、ここまでは大丈夫とか、いろいろガイドラインとか方針を決められておられるかもしれませんので、それも含めてグッドプラクティスがあれば、今後の参考とさせていただきたいので、可能な範囲でお聞かせいただけますでしょうか。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

安達さん、ありがとうございます。

では、工藤さんのほうにまたお返しします。お願いします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

安達様、ありがとうございました。

それでは、こちらに関しましては、松田室長から御説明をお願いいたします。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

安達様、ありがとうございました。

円安につきまして、私からまたお答えいたします。

急激な円安の中で、N連事業を実施されている各NGOの皆様におかれましては、事業内容の見直し等、日々工夫をいただいているものと承知しております。改めてこの点につき、御礼申し上げたいと思います。

対応策なのですが、例えばコロナ禍で未執行となった予算項目から、円安の影響で不足した予算項目へ予算枠を移動する方法等、既に実施しております。当室といたしましても引き続き可能な限り柔軟に対応していきますので、いつでも民連室まで御相談いただきたいと思います。個別の案件、それぞれ事情もあると思いますので、個々に民連室のほうに御相談いただければと思います。

簡単ですが、以上です。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長、ありがとうございました。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

では、安達さん、いかがでしょうか。

●安達（東北NGOリーグ 幹事）

ありがとうございます。

多分これも会場の方が御質問されたいと思いますので、挙手をお願いいたします。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

会場の方、挙手をお願いします。

石山さん、お願いします。

●石山（特定非営利活動法人 アジア砒素ネットワーク 理事・スタッフ）

アジア砒素ネットワークの石山です。お世話になっております。

一つ提案といいますか、お聞きしたいことがあるのです。令和4年度の専門家派遣の派遣費のことですけれども、令和3年までは専門家派遣については兼務ができないことになっておりました。（N連実施要領）36ページにありますN連に従事した他の業務との兼務を避けてくださいということで、専門家についてはN連の目的だけに渡航して帰ってくるようになっておりましたが、その記載が令和4年から外されています。対応していただいたことを感謝しております。

円安への対応の一つといたしまして、これを令和3年度から利用していただくことが可能かどうかということが私からの質問です。よろしくお願いいたします。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

では、今の御質問、工藤さん、お願いします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

それでは、松田室長、いかがでしょうか。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

石山様、いつも大変お世話になっておりまして、また、専門家派遣について御質問をありがとうございます。

今、御質問いただいた点なのですが、御高承のとおりN連の実施要領につきましては毎年更新をしております、年度年度の実施要領に沿って案件を動かしていくとしております。それを審査のときだけではなくて精算まで実施要領を適用していくこととなります。ですので、令和3年度に開始した事業につきましては、精算が終わるまで令和3年度の実施要領が適用されるということでやっております。

今のお話、令和4年度から専門家派遣の兼務を認めたのですが、それを令和3年度の案件からにも適用できないかということなのですが、ここを私どもの従来の原則からしますと、正直に言いまして難しいところがございます。やはりこれは年度年度でその時々、私どもはNGOの皆様とも御相談しながら実施要領の改定もしておりますし、それを踏まえて案件形成等をやっていただいて、また、精算までやっていただくということにしておりますので、非常に心苦しいのですが、令和4年度からの案件、今年度申請される案件について、令和4年度の実施要領を適用、令和3年度に採り上げた案件につきましては、令和3年度の実施要領ということで御理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

●石山（特定非営利活動法人 アジア砒素ネットワーク 理事・スタッフ）

御回答ありがとうございます。

弊団体も含めてなのですが、各団体、成果をできるだけ下げずに同じ成果を出しつつ、いかに節約するかというところで知恵を絞っておりますので、派遣費が今、コロナ

の関係で、通常であれば運賃プラスで少しで済んでいたところが結構大きくなっているところがあったので、対応していただければと思ったのですが、難しいということで、この点は残念だなと感じました。今後も個別で御相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

もし何かありましたら、いつでも気軽に私どものほうに御相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

では、協議事項をいろいろ議論いただきましたが、他に質問などはございますでしょうか。大丈夫でしょうか。安達さんは一言ありますか。

●安達（東北NGOリーグ 幹事）

連携推進委員会のほうでも、Facebookとかでも、皆さんいろいろ窮状を訴えられていたりして、ですので、一つだけ、ちょっといい機会なので伺ってみたいのですが、外務省資金をいただいて、それを外貨預金に預金してしまうというのは構わないですかということをお伺いしたいのです。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

すごくシンプルな質問ですが、一旦工藤さんにお返しします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

では、松田室長、いかがでしょうか。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

安達様、御質問ありがとうございます。

それは、本省契約の場合で日本円でお渡しした資金をすぐに日本の国内でUSドルならUSドル、外貨に替えて預金をするということをおっしゃられたのでしょうか。そういう理解でよろしいですか。

●安達（東北NGOリーグ 幹事）

そうです。私どももちょっと検討しているのですが、すると、いただいたときとそれほど為替差損が生じずに、例えば115円でいただいていたら、いつ相手国に送金しても115円でレートが固定できるので、いちいち予算変更したり心配しなくてもよいのですが、為替変動のたびですと、特に今年にかけては激しいので、1ドルが20円以上動いているような感じですので、今後の対策として、そういう手も採ってもよろしいのでしょうか。ここで聞いていいのか、後でこっそり伺ったほうがいいのか。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

ありがとうございます。こういう場ですので、いろいろ御質問をいただいたほうがいいと思います。

そのケースは正直に言いまして、私どもも初めてのケースなので、ちょっと持ち帰って

内部で考えたいとは思いますが。

●安達（東北NGOリーグ 幹事）

例えば最初から外貨預金口座に本省からいただくとか。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

それは難しいです。

●安達（東北NGOリーグ 幹事）

分かりました。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

やはり金額は円で決まっていますので、それはそういう形で。

私が安達様の言われていらっしゃる点でちょっと分からないのは、もし為替差損を避けるということであれば、N連の実施要領でもなるべく早く本省契約の分で円貨でもらった資金を現地に送ってしまうということも一つやり方としてはあると思うのです。ただ、いろいろもちろん団体様の御事情もありますし、やり方もありますので、それを必ずそのようにしてくださいということで申し上げているのではなくて、一つのやり方として、初めにある程度現地で必要な金額というのは予算書等で分かっていますので、ある程度まとまった金額を先に送ってしまえば、それで現地の通貨に替えておけば為替差損を受けることはなくなるかなとは思いますが。

これを団体様によっては、ある程度支払いに応じてということなのだと思いますけれども、何回かに分けて送金される場合もあるかと思うのです。その場合、今回のような急激な円安等が起きてしまうと、大きく為替差損が出てしまうという結果になってしまったりもしますので、ある程度幾つかやりようはあるかなとは思いますが。今後、どのような対応が一番いいのかというのは、また私どもも内部で検討していきたいと思いますが、もし、団体様のほうでこんなやり方はどうなのか、こういうやり方もあるのではないかなというようなことがあれば、また個別に私どものほうに、こういうことはできますかということをお気軽に御相談いただければなと思います。その一つ一つについて、私どもも内部でちゃんと検討してお答えしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

●安達（東北NGOリーグ 幹事）

ありがとうございます。

(2) NGOとODAの連携に関する「中期計画」－今後の進め方について

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

では、ちょっと時間も押してきたので、協議事項の1番を終了させていただいて、次の「NGOとODAの連携による『中期計画』－今後の進め方について」ということで、こちらのほうは、国際協力NGOセンター副理事長、連携推進委員の棚田さんから説明をお願いしたいと思います。

●棚田（特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター 副理事長）

ありがとうございます。JANICの棚田と申します。

こちらのタイトルが「NGOとODAの連携による『中期計画』－今後の進め方について」となっていますが、これをざっと振り返ってみますと、この中期計画自体はもともと塩崎副大臣のイニシアチブで、外務省さん側から連携を強化しようということで作られて、5年計画で2期行われた。その後、先々代の佐藤室長が中期計画をタイムリーに次の計画をつくるということに対して難色を示したというのがありました。2年ぐらい前にエクスパイアしたままになっているというところの状態です。

その後、川崎室長になられたとき、この中期計画を少し検討してやってみようかというような状況でもありました。その当時の岡野さんとかもいろいろ外務省側としての腹案みたいな感じのものをつくられたり、ディスカッションをしました。その後、1年超前に、川崎室長から今度は松田室長に代わられて、あと、その頃、民連室の方々の結構大きな異動があつて、中期計画自体のディスカッションが止まったというのがありました。

それで、大体この1年ぐらい、室長が来られてからタスクフォースで何度か、この中期計画の現在地みたいなところで話をしまして、それで今、議案提案の背景というところの(2)のところにあります①②③という柱については合意して進めていきたいと思いますということになりました。

具体的に言うと、1番、資金拡充を含めたODAとNGOの連携強化、2番、国際協力広報の強化、3番、NGOの基盤強化、この3点を柱にということでは合意したのですが、そもそも中期計画自体をどうするかということでは、省内決裁を取るような感じのものにするのかしないのかみたいな話がいろいろあつて、それが非常に事務的に大変なことであれば、そこは別に必要ないのではないだろうかというような話もいろいろさしあげました。

最終的に、数回のタスクフォースの中で議論をしてきて、今後の進め方としましては、先ほど言った3つの柱というのは両方とも合意できるというようなところで、ここの議題の論点というところのアンダーラインがしてあるような感じですが、中期計画というのを連携推進の重点課題対話というプロセスに位置づけを変更しまして、年間6回のタスクフォースを通して議論して、いろいろな進展を出していきたい。平行線の課題については、協議項目として連携推進委員会の本会合等で議論をするというような形で進めていきたいというのが、数回タスクフォースを行ってきて、今のところ連携推進委員会の中期計画チームの意見としては、こういうような状況にあります。

その下に、①②③と、例えばどのような項目について今後話していくのかということについて、具体的に例示しております。これは連携推進委員会としてはN連スキームの改善とか、N環を今後どうするかとかいうような話もちろん重要なのですが、そもそもNGOと外務省の連携を推進するという観点から、やはり改善しなくてはいけないもの、あるいはそういうようないろいろな論点がほかにも当然ありまして、そのことについて毎年しっかりと結果を出していきたいということで、こういう提案になっております。

それでは、私だけではなくて、提言専門委員の塩畑さんにも少し補足をお願いできればと思います。

●塩畑（NGO側連携推進委員会 調査・提言専門員）

棚田さん、ありがとうございました。

連携推進委員会の提言・専門委員の塩畑と申します。今日はありがとうございます。

おおよそ内容としては、今の棚田さんの御説明のとおりなのですが、昨年も一昨年も何度か議論をしまして、NGO側として考えているのは、そもそも開発協力大綱というものがあり、その中でNGOの役割は2か所に出ていまして、人道支援の効果的実施のためということ、市民のODAへの参画、ということになっています。中期計画なり、その名前を何と呼ぶかということは別としても、近年、特に行政の政策評価の重要性も高まってきていますし、何年までにどういうことをどこまでやる、という指標を伴ったような計画がないと、例えば「戦略的に強化する」ということが大きな政策で書かれていたとしても、それをいかにしてサブスタンス、内実が伴ったものにできるのか、難しいのではないかと考えていることが背景にあります。

今回、提案しているのは、これまで提案していた中期計画の内容を実施していきましようということよりも、より戦略的対話という形で、NGO側が考えている、希望しているN連のスキーム改善を超えた他のことも含めたことを対話していくことが一つの方法なのではないかということです。

以上、補足になります。よろしくお願いします。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

棚田さんと塩畑さんからの協議事項ということで挙げさせていただきましたが、一旦工藤さんにお戻しします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

棚田様、塩畑様、御提言、どうもありがとうございました。

それでは、今の御提言に対しましては、外務省側から日下部審議官、それから、松田民連室長からお答えさせていただきます。

日下部審議官、よろしくお願いします。

○日下部（外務省 国際協力局 審議官）

こういった中期計画を過去2回つくられたと、私も最近聞いた次第でございますけれども、顔の見える開発協力を行うという点で、国際協力NGOとの戦略的なパートナーとしての連携というのは非常に重要だと考えておりまして、NGOとの連携を戦略的に強化するというのは非常に必要なことだと思っているところでございます。

別に中期計画をつくる、つくらないという議論、今、私は初めて知りましたが、何となく前向きだった時代とそうではない時代といろいろあったという話でございます。いずれにしろNGOと戦略的にどう進めていくのかというのは、その中身が非常に大事だというのは承知しているところでございます。

先ほど少し予算の話とか戦略的な目標とか、そういうのがあったほうがいいのかということでもありますけれども、そういったものはどういうものなのかというのは、今すぐ我々も、それについて、素晴らしいですね、すぐやりましょうと簡単には多分、役人の経験からいくと、いろいろ障害はあるだろうなという気はしていますけれども、そういうことを議論するのが非常に大事かなということはおっしゃっています。

具体的にできること、やってほしいこと、お互い何ができるのかという戦略的に何を進めていくのかという議論をしていくことは大変有意義だなと感じていることでございまして、そういった議論を今後していくことは非常に意味があるのかなと思っています。今後、具体的な進め方とか、タスクフォースという場もあると聞いていますので、そういったところにおいて議論をしていければいいかなと思っていますところでございます。

私からは以上です。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

続きまして、私から、特に今後、優先事項として考えていらっしゃるこの3つの点について、現時点での私どもの見解をお話ししておきます。

まず、棚田様、それから、塩畑様、御提案をありがとうございました。

まず、開発協力大綱の改定に当たってのプロセスとか、NGOの関与に関わる点についてなのですが、私のほうから申し上げなければいけないのは、開発協力大綱について、現時点で改定するということが決まっているわけではありません。まだそこは決まっておきませんので、まずはこの点については明確に私のほうから述べさせていただきたいと思っています。

一方で、政府としましては、国際情勢の変化や時代に即した開発協力の在り方を模索していくのは当然のことです。そうした国際的な潮流や国内の状況等を総合的に勘案しながら様々な議論を進めていきたいと思っています。その上で、御提案いただいた仮に大綱改定という場合、そのプロセスや大綱におけるNGOの皆様の位置づけは重要な論点であると考えておりますので、NGOの皆様と議論を継続していきたいと思っています。これは1つ目の点です。

2つ目、N連、それから、JPFの予算の増額に関わることでございますけれども、ジャパン・プラットフォームを含むN連予算額につきましては、無償資金協力予算の内訳として、これも私が再三お話ししていることでもあるのですが、目まぐるしく変化する国際情勢を踏まえて決定されております。この予算の拡充は厳しい財政状況もあって容易ではない点についても御理解いただければと思っております。そのような状況の中で、外務省としましては、NGOの皆様が事業を行うに当たって、今後も必要な金額を確保していくように努力をしていく考えでおります。そのためには、国民の皆様への説明責任を果たして、それから、ODA予算全体を増やしていくことが重要でありますので、この点についても、引き続きNGOの皆様のお力添えをいただければと思っております。

最後の3つ目の点、ODAとNGOの関係について、他のG7諸国政府の関係とか、国際基準の関

係とかについてのことですけれども、この点につきましては問題意識を御提議いただきまして、本当にありがとうございました。議題提案書に記載されている具体的な内容も含めて、提議いただいた内容につきましては、今後タスクフォースにおいてNGOの皆様とも議論を深めていきたいなど、外務省の中ではいろいろ関係部署もございますので、その関係部署も巻き込んで、NGOの皆様といろいろ議論を深めていければと思っておりますので、この点につきましても、引き続き皆様の御協力を賜れればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ですけれども、私からの説明となります。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

日下部審議官、松田室長、どうもありがとうございました。

それでは、棚田様、塩畑様、池田様、いかがでしょうか。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

ありがとうございます。

棚田さん、塩畑さん、今の御説明をいただきました。

●棚田（特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター 副理事長）

ありがとうございました。

開発協力大綱の改定は現時点では決まっていないというのは、いわゆる公式見解としてはそういうことだと承知しておりますので、こちらの提案書にも「将来の」と書いておまして、もし、将来そういうような動きになった場合には、改定の作業のプロセスにNGOが関わるというようなところをしっかりと求めていきたいと思っております、ぜひ民連室、外務省の皆さんには、その辺でも御配慮、御尽力いただきたいと思っております。

2番目の予算、いろいろ努力はするけれどもというお話で、もちろんそのとおりだと思いますし、最近のウクライナの情勢とか、あと、食料危機にはJPFを通じて資金が確保されるように民連室に動いていただいていることは承知しております。ただ、これは大きなピクチャーから言いますと、やはりNGOを通じたODAの割合というのは、OECD、DAC諸国の中でも最下位レベルだということ、非常に低い割合であるということは、以前にも連携推進委員会の会合のところでもデータを示しながらお話ししているところで、引き続きDAC諸国の平均ではなかったとしても、かなり下位にあるという状況の部分は改善されるべきではないかというところで、具体的にどういうことが可能なかというのをいろいろディスカッションし、御提案さしあげたいと思っております。

3番目については、これは多分、塩畑さんがいろいろもっと具体的なコメントがあると思いますので、塩畑さん、よろしくお願いいたします。

●塩畑（NGO側連携推進委員会 調査・提言専門員）

ありがとうございます。

今回、この提案書を準備する中でいろいろ関係者の間でもお話をして、この3点を例示した背景があります。

まず、開発協力大綱については承知しましたが、今回のロシアのウクライナ侵攻を受けて、開発協力大綱の見直しがある、ということは一部報道されていまして、そうであればということで入れた次第でした。

予算の増額も長年NGOのほうから訴えてきていることなのですからけれども、もちろん財政状況が厳しいことは重々承知しておりまして、税金であるということも踏まえてなのですから、やはり無償資金協力の中での、NGOを通してどういうODAを実施したいのかということに尽きると思うのです。もちろん無償資金協力を含めたODA予算自体はG7とかOECD諸国の中で比べても日本は第4位の位置にありますので、その中での配分の話だと思うのですけれども、NGOがどの程度やるべきだということを考えているのかどうか、もう少し具体的に見えてくるといいのではないかなということは、長い間、NGOのほうとしても考えてきていることです。

3つ目の国際基準に沿った形で事業が実施できるようにということなのですからけれども、これも本当に国際情勢は目まぐるしく変わっていく中、国際機関にしても二国間政府機関にしても、いろいろ難しい対応を迫られている課題がたくさんありまして、今日の議題にあった反テロリズム、資金流出の防止などもその一つの事例です。やはり二国間政府機関はこの問題を過去10年程度、NGOといろいろな対話を繰り返して、いろいろな対応策を練ってきたという実績があります。そういう情報がなかなか日本の国内には流れてこないの、ただ単に危険地域だから支援するのは難しい、テロリストに資金が流出する恐れがあるから活動が制約されるという方向にならないように、そうしないためにはどうしたらいいのか、対応策を検討してきた事例はたくさんあります。

あと、この会議の間でも過去に数回取り上げていただいているPSEAHの課題など、実に様々な対応を迫られていることがあるので、もちろんこれは具体的な方法であって、全体の流れとか方向性がある、そういういろいろな施策を採るべきだと思うのですけれども、そのバランス、全体の方向性、実際にODAの中でNGOをどのように位置づけるのかということと、実際にそれを国際基準に近づけていくための様々な具体的な施策の両方の議論というのが本当に必要なのではないかなと考えている次第です。

今日の提案書に書いているように、もしも今後のタスクフォースの中で、より具体的に話していくということについて御同意いただければ、そういう形でやっていく。例えばこの先3か月とか6か月やってみて、では、どうしましょうかということをもっと話を詰める可能性もあるのではないかなと思ったのです。その点をもう一度御確認させていただきたいなとは思いました。棚田さんがよろしければなのですからけれども。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

棚田さん、塩畑さん、ありがとうございました。

もう一度、外務省さん側に戻します。工藤さん、よろしくお願いします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

棚田様、塩畑様、有意義な提言をどうもありがとうございました。

それでは、松田室長、お願いします。

○松田（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

ありがとうございます。

今、棚田様、それから、塩畑様が言われたことは、私どももそのとおりだと思っておりますし、今後、NGOの皆様とさらに議論を深めて、予算の件、それから、国際的な潮流とかも含めて議論をやっていければなと思っております。

先ほど塩畑さんから御質問があった今後タスクフォース等を通じて、私どもも具体的に議論をしていければと思っております。いろいろな課題があると思いますので、まずはどういう形で、どのように、どの課題からというところも含めてタスクフォースの場で議論をさせていただいて、それで少しでも前に進めるような形にしていきたいなと思っておりますので、また議論をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長、ありがとうございました。

それでは、池田様、いかがでしょうか。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

棚田さん、塩畑さん、そして、皆さん、いかがでしょうか。

●棚田（特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター 副理事長）

ありがとうございました。

●塩畑（NGO側連携推進委員会 調査・提言専門員）

了解しました。ありがとうございました。

もし、お時間が可能であれば、参加されている方からも何かコメントがあればと。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

参加されている方からコメントはどうでしょうか。手はあがっていないですかね。

いろいろ議論ができたと思いますので、ありがとうございます。

それでは、今日の報告事項、そして、協議事項を全て終了いたしましたので、最後に閉会挨拶を堀江さんをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4. 閉会挨拶

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

連携推進委員会でNGO側の代表をしております堀江と申します。GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会から選出されている連携推進委員です。閉会に当たって簡単に御挨拶をさせていただきます。

本日は、本当に有意義な議論を長時間にわたって、どうもありがとうございました。

三宅外務大臣政務官におかれましても、冒頭に御挨拶をいただけてはなくて、何度かコメントもいただきまして、本当にありがとうございます。我々からもなるべく長く会議に参加ということでお願いしていましたが、今回1時間超にわたって参加していただき

まして、本当にありがとうございます。改めて御礼を申し上げたいと思います。

また、日下部審議官につきましても最後まで御参加くださいまして、ありがとうございます。これからいろいろと連携協力をしていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今年は日本NGO連携無償資金協力が制定されて20年になります。2002年、当時はNGO支援無償という名前だったのですけれども、このスキームができて20年となりました。多くのNGOが活用しておりまして、そのおかげで多くの団体が成長できているのかなと思っています。

この20年を振り返って今後の課題とか、あるいは今後に向けてさらに連携を強化するようなシンポジウムのようなものを開催できればと思っております、20年を記念してということで、できれば今年度中の開催と思いますので、外務省、民連室と調整を進めていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、実はコロナが始まりまして、この3年間、昨年、一昨年と定期協議会の全体会議が開催されておりませんでした。これはODA政策協議会と連携推進委員会と合同の全体会議ということで、3年前までは毎年1回行われておりましたけれども、今年はぜひ秋頃にできればということで、これも外務省側、また、ODA政策協議会側とも調整しております。

そして、連携推進委員会につきましても、実は令和に入ってから3年間は年2回ずつしか開催されておりませんでした。本来は3回開催するというのが規定とありますが、通常のことでありまして、できれば今年度ぜひ3回開催できればと思っております。コロナがあって対話という機会が一部制限されてきたこともありますけれども、オンラインの開催も定着していますし、こういったコロナの中でどうやって対話をするかという方向性も何となく見えてきたところもありますので、引き続き連携推進委員会の本会合やタスクフォースを通じまして、外務省側とNGO側で議論を進めて連携を深めていければと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。以上、御挨拶とさせていただきます。

●池田（北海道NGOネットワーク協議会 理事）

堀江さん、ありがとうございました。

では、全ての議事次第が終わりましたので、外務省の工藤首席事務官にお返しします。

○工藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

堀江様、どうもありがとうございました。

今いただいたN連20周年記念行事、それから、全体会議の開催及び連携推進委員会、ODA政策協議会の年3回ずつの開催、これに向けまして、外務省としても引き続きNGOの皆様と連携を推進していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日は、令和4年度の第1回連携推進委員会ということで、これをもって終了させていただきます。皆様、御参加どうもありがとうございました。